

2026年6月24日

各 位

会 社 名 カヤバ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員兼 CEO 川瀬 正裕
(コード番号 7242 東証プライム)
問 合 せ 先 広報IR部長 福田憲道
(Tel 03-3435-3580)

**取締役（社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式報酬等としての自己株式処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、事後交付型業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット制度）（以下「本制度」といいます。）に基づく株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割当日	2026年7月3日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 11,116株
(3) 割当予定先	当社の取締役 3名
(4) 処分価額	1株につき3,830円
(5) 処分価額の総額	42,574,280円（※） ※ 本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法202条の2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2026年6月23日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（3,830円）に上記の処分する株式数（11,116株）を乗じた金額（42,574,280円）を処分価額として算定しております。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2022年5月23日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、本制度を導入することを決議しました。

また、2022年6月23日開催の第100期定時株主総会において、（i）本制度に基づき、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。なお、本自己株式処分に係る評価期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までの1事業年度です。）中における、当社取締役会にて設定した業績予想の達成割合等に応じて算定される数の当社の普通株式について、対象取締役が発行又は処分を受けること、（ii）これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数及び総額は、年2万株以内（2024年12月3日の株式分割以降は4万株以内）及び年額7500万円以内とすること（譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分が行わ

れるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。）並びに、（iii）譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

このたび、本自己株式処分に係る評価期間（2025年4月1日から2026年3月31日までの1事業年度です。）が終了しましたので、当社は、本日開催の取締役会の決議に基づいて、評価期間における業績結果に基づき、取締役としての職務執行の対価として、対象取締役3名に対し、当社の普通株式合計11,116株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

本制度の概要は、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象取締役は、本制度に基づき、2022年6月23日開催の第100期定時株主総会においてご承認いただいた算定方法に従って算定された数の当社の普通株式の発行又は処分を受けるものですが、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年7月3日（割当日）から当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役及び従業員の地位（以下「本地位」という。）をいずれも喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が割当日から2027年3月期に係る当社の半期報告書が提出されるまでの間、継続して本地位のいずれかにあることを条件として、譲渡制限期間の満了時をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が上記期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位をいずれも喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認さ

れた場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが（会社法202条の2）、公正な評価額として、本日開催の取締役会決議の日の前営業日（2026年6月23日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（3,830円）に上記の処分する株式数を乗じた総額42,574,280円（3,830円×11,116株）を処分価額としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上